

税務課長
課税課長
住民税担当課長
県税事務所長 殿

70th Anniversary 一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

出国・帰国を伴う外国人等への課税のポイント！

<名古屋地区>NOMA行政管理講座開催のご案内

【2019年 8月28日(水)・29日(木)開催】

外国人等に対する課税の基礎実務と諸問題への対策

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住民税は固定資産税とともに市町村財政を支える重要な基幹税目です。市町村が住民税収入を安定的に確保するためには、誤りのない公平な課税を行うと同時に、十分に説明責任を果たすことによって納税者の理解と信頼を得ていく必要があります。グローバル化が進み、国外出張・転勤が増加した現在においては、日本人の国外への出国や帰国に伴う住民税の取扱い等の「外国人等」への課税の問題も増加してきております。

そこで今回、外国人等に対する課税を中心に、住民税の課税における各種諸問題への対策について学んでいただく標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位の方々のご参加と担当者のご派遣をお願い申し上げます。 敬具

記

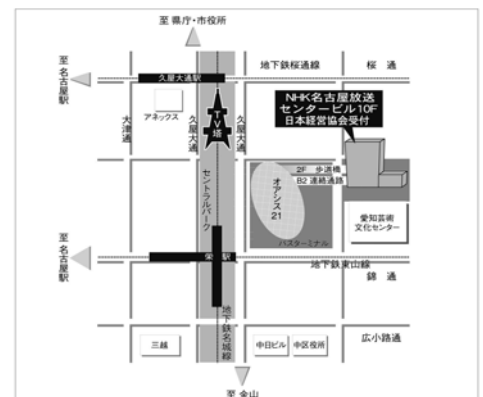
日時：2019年 8月28日(水) 13:00～17:00
29日(木) 10:00～16:00 (計2日 9H)

会場：NHK 名古屋放送センタービル内教室

講師：(元)千葉市中央区役所 課税課長
税理士 木幡 達雄 氏

負担金(負担金 1名につき)：

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一般	32,000 円	2,560 円	34,560 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

ご宿泊(ご参考)：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただけますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	通常シングル客室料金(参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当：江尻・里見)
お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://noma-chubu.jp/>
※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします。

以上

I 納税義務者

■個人住民税

1. 市町村内に住所を有する個人
 - (1) 「住所を有する個人」とは
 - (2) 「住所」とは
2. 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
3. 外国人等
 - (1) 「外国人」とは

■所得税

1. 居住形態の判定
2. 所得税法上の住所とは
3. 国内における住所の有無の推定規定

II 均等割

1. 均等割の非課税
2. 非課税規定の不適用

III 所得割

1. 所得割の非課税
2. 課税標準の算定
3. 地方税法等における特別の定め
4. 総所得金額等の計算

IV 納税義務の範囲

■個人住民税

1. 前年中に非居住期間を有する場合の課税所得の範囲

■所得税

1. 居住形態と課税所得の範囲
2. 「国内源泉所得」とは

V 個人住民税・所得税課税計算のしくみ

VI 個人住民税と租税条約

1. 租税条約の目的
2. 免税措置の適用
3. 住民税を対象税目としない租税条約の取扱い

VII 出国する者の繰上徴収と予納

1. 繰上徴収とは
2. 予納とは

VIII 演習問題

当日は、地方税法(法律編)をご持参ください

◆講師紹介◆ 税理士 木幡 達雄 氏

1971年3月 千葉商科大学商経学部卒業。

1971年4月 千葉市役所入所。市民税課、税制課、区役所課税課等にて、地方税、主に住民税の課税事務等に従事。

2009年3月 千葉市役所退職。

2010年3月 税理士登録 千葉県自治研修センター研修講師も勤める。

※庁内実施のご相談も承っております。担当までご連絡ください。

一般社団法人日本経営協会・中部本部(担当:江尻・里見) 行

FAX(052)952-7418

日本経営協会会員 一般(該当する方にレ印を付けて下さい)

60013105 「外国人等に対する課税の基礎実務と諸問題への対策」 講座・参加申込書

2019/8/28-29

ふりがな 団体名	TEL () -		ご派遣責任者 所属・役職名
	Fax () -		
所在地	〒		ご氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験年数
			年 月
			年 月
<通信欄>			メールアドレス <ご記入(レ印)のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前

※請求書の宛先についてご教示ください。(口団体名と同じ その他

宛)

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

- ① 参加券や請求書の発送などの事務処理
 - ② セミナー運営
 - ③ セミナーなど本会事業のご案内
- お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。
 なお、上記③がご不要な場合は右の口欄にチェックしてください。 不要